

記入例

様式第1号（第5条関係）

令和●●年●●月●●日

大洲市長 二宮 隆久 様

（申請者 / 誓約及び同意者）

住 所 **大洲市大洲●●●番地●●**

事業所名 **株式会社 大洲●●会社**

代表者名 **代表取締役 大洲太郎**

代表
者印

（担当者名 **大洲花子** TEL ●●-●●●●●●）

大洲市中小企業等応援給付金支給申請書

大洲市中小企業等応援給付金の支給を受けたいので、大洲市中小企業等応援給付金支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業収入減少状況

影響月 令和2年3～6月の任意月	事業収入		減少率 (②-①)/② 小数点以下切捨て
	影響月 ①	※ 前年同月 ②	
令和2年 3 月	300,000 円	500,000 円	40%

※前年同月比較ができない場合に限り、別途、比較方法の特例があります。

2 振込先

金融機関・支店名	●● 銀行 ●● 支店 信用金庫
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	●●●●●●●●
口座名義人	（フリガナ: カ）オオズマルマルガイシャ ） 株式会社 大洲●●会社

※ うら面に続く（必須事項あり）

3 添付資料 ・ 次の全ての資料が必要。同封したものにチェックを付けてください。

	個人事業主の方		法人の方
(1)申請者 確認	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など顔写真付)の写し ※ 顔写真がない場合は、公的機関発行の証明書類(国民健康保険証など)を2点コピー		—
(2)売上 減少 確認	前年 売上	青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年「確定申告書」第一表の写し	<input type="checkbox"/> 直近の「確定申告書」別表一の写し <input type="checkbox"/> 直近の「法人事業概況説明書」おもてうら面の写し ※影響月が属する事業年度の直近の事業年度(原則2019年度)のもの
	※真正性の確認ができるもの(税務署收受印など)	白色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年「所得税青色申告決算書」1・2ページ目の写し	
	今年 売上	<input checked="" type="checkbox"/> 影響月の事業収入が分かるもの(売上台帳等)の写し	
(3)振込先	申請者名義の預金通帳の写し (<input checked="" type="checkbox"/> 通帳おもて面 + <input checked="" type="checkbox"/> 通帳を1枚開いたページ / ※両方必要)		

4 誓約及び同意 ※ 誓約及び同意がない場合、支給は受けられません。

以下の全項目に誓約及び同意します。(誓約及び同意時は、チェックを付けてください)

(1) 国の持続化給付金並びに県のえひめ版創業者持続化緊急給付金(以下「国県給付金」という。)と本給付金は重複受給できないことを承知しており、過去又は将来にわたって、国県給付金を受給した場合は、大洲市に速やかに報告するとともに、本給付金を返還します。

(2) 令和2年1月以降、前年同月比で50%以上減少した月がなく、国県給付金の対象要件にも該当しません。

(3) 大洲市長が税務申告に関する情報その他支給決定に必要な書類等の閲覧及び調査をすること。

(4) 次の対象事項全てに該当します。

- ・ 市内に主たる事業所又は店舗を有します。
- ・ 今後も引き続き市内で事業を継続する意思があります。
- ・ 納期の到来した市税(国民健康保険税を含む。)に滞納がありません。
- ・ 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。

(5) 次の対象外事項のいずれにも該当しません。

- ・ 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- ・ 政治団体。宗教上の組織若しくは団体。
- ・ 大企業者・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項第1号に規定。
- ・ みなし大企業・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している者。発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者。大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者。
- ・ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第2項に規定する国家公務員一般職及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する地方公務員一般職